

第 2 5 回

唐津市都市計画審議会議案

令和 3 年 3 月 2 6 日

目 次

議案第 1 号

唐津都市計画下水道の変更（唐津市決定）

唐津市公共下水道（唐津処理区・浜玉処理区）の変更

議案第 2 号

唐津市都市計画審議会の議事運営について（内規）の一部改正

議案第 3 号

唐津市都市計画審議会の開催状況等の公表について

議案第 1 号

唐津都市計画下水道の変更（唐津市決定）

唐津市公共下水道（唐津処理区・浜玉処理区）の変更

唐津都市計画下水道の変更（唐津市決定） （唐津処理区）

唐津都市計画唐津市公共下水道「２．排水区域」を次のように変更する。

２．排水区域

面積	変更前	汚水	1,808ha	雨水	1,710ha
----	-----	----	---------	----	---------

面積	変更後	汚水	1,813ha	雨水	1,715ha
----	-----	----	---------	----	---------

「区域は計画図表示のとおり。」

変 更 理 由

唐津処理区の下水道事業は、昭和 51 年に当初基本計画を策定したことに始まり、現在は、平成 26 年 3 月に策定した事業計画に基づき、整備を行っているところである。

今回の変更は、下水道区域外の開発区域の約 5 ha を排水区域へ追加し、公共用水域の水質保全及び地域住民の生活環境の改善を図るものである。

1) 排水区域の拡大

面積 : 約 5ha

＜参考＞新旧対照表

1. 下水道の名称 唐津市公共下水道（唐津処理区）

2. 排水区域

名 称	面 積		備 考
	新	旧	
唐津市公共下水道 （唐津処理区）	汚水 1,813ha 雨水 1,715ha	汚水 1,808ha 雨水 1,710ha	汚水 +5ha 雨水 +5ha

「区域は計画図表示のとおり」

3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
放 流 渠	唐津市二夕子3丁目	唐津市二夕子3丁目	変更なし
東部汚水幹線	唐津市二夕子3丁目	唐津市坊主町	変更なし

4. その他の施設

新			旧			備考
名称	位置	敷地面積	名称	位置	敷地面積	
和多田中継 ポンプ場	唐津市 和多田字潟	約 3,700 m ²	和多田中継 ポンプ場	唐津市 和多田字潟	約 3,700 m ²	変更 なし
東唐津中継 ポンプ場	唐津市 東唐津 1 丁目	約 1,800 m ²	東唐津中継 ポンプ場	唐津市 東唐津 1 丁目	約 1,800 m ²	〃
八幡町中継 ポンプ場	唐津市中瀬通	約 900 m ²	八幡町中継 ポンプ場	唐津市中瀬通	約 900 m ²	〃
鏡中継 ポンプ場	唐津市松南町	約 610 m ²	鏡中継 ポンプ場	唐津市松南町	約 610 m ²	〃
原中継 ポンプ場	唐津市原	約 450 m ²	原中継 ポンプ場	唐津市原	約 450 m ²	〃
山本中継 ポンプ場	唐津市橋本	約 400 m ²	山本中継 ポンプ場	唐津市橋本	約 400 m ²	〃
和多田雨水 ポンプ場	唐津市和多田	約 400 m ²	和多田雨水 ポンプ場	唐津市和多田	約 400 m ²	〃
唐津市浄水 センター	唐津市二タ子 3 丁目 1 番 6 号	約 88,000 m ²	唐津市浄水 センター	唐津市二タ子 3 丁目 1 番 6 号	約 88,000 m ²	〃
樋ノ口雨水 調整池	唐津市鏡	約 1,500 m ²	樋ノ口雨水 調整池	唐津市鏡	約 1,500 m ²	〃

＜参考＞ 新旧対照表

排水区域内訳

名 称	面 積	面 積 内 訳	
唐津市 公共下水道 (唐津処理区)	汚水 約 1,808ha 約 1,813ha	汚水	雨水
		東唐津処理分区 約 40ha	東唐津排水区 約 40ha
		和多田処理分区 約 170ha	和多田排水区 約 181ha
		外町処理分区 約 153ha	外町排水区 約 89ha
		町田処理分区 約 103ha	金谷川排水区 約 57ha
		長松処理分区 約 181ha	城内排水区 約 41ha
		内町処理分区 約 47ha	外濠排水区 約 32ha
		城内処理分区 約 50ha	猫川排水区 約 33ha
		大成処理分区 約 59ha	西新興排水区 約 42ha
		二夕子処理分区 約 84ha	長松排水区 約 26ha
		西唐津処理分区 約 106ha	神田排水区 約 120ha
		八幡町処理分区 約 72ha	赤川排水区 約 86ha
		佐志処理分区 約 62ha	江の尻川排水区 約 77ha
		唐房浦処理分区 約 81ha	二夕子川排水区 約 80ha
	雨水 約 1,710ha 約 1,715ha	鏡処理分区 約 233ha	妙見排水区 約 33ha
		原処理分区 約 168ha	大島排水区 約 50ha
		山本処理分区 約 118ha	八幡町排水区 約 73ha
		約 123ha	佐志排水区 約 65ha
		養母田処理分区 約 23ha	唐房浦排水区 約 78ha
		見借処理分区 約 12ha	鏡排水区 約 222ha
		半田処理分区 約 24ha	原排水区 約 147ha
		宇木処理分区 約 22ha	山本排水区 約 116ha
			約 121ha
			養母田排水区 約 22ha

唐津都市計画下水道の変更（唐津市決定）

（浜玉処理区）

唐津都市計画唐津市公共下水道「２．排水区域」を次のように変更する。

２．排水区域

面積 変更前 汚水 265ha 雨水 121ha

面積 変更後 汚水 268ha 雨水 121ha（変更なし）

「区域は計画図表示のとおり。」

変 更 理 由

浜玉処理区の下水道事業は、昭和 61 年に当初基本計画を策定したことに始まり、現在は、平成 26 年 3 月に策定した事業計画に基づき、整備を行っているところである。

今回の変更は、下水道区域外の開発区域（予定含む）及び開発見込区域の約 3ha を下水道計画区域へ追加し、公共用水域の水質保全及び地域住民の生活環境の改善を図るものである。

1) 排水区域の拡大

面積　：　約 3ha

＜参考＞ 新旧対照表

1. 下水道の名称 唐津市公共下水道（浜玉処理区）

2. 排水区域内訳

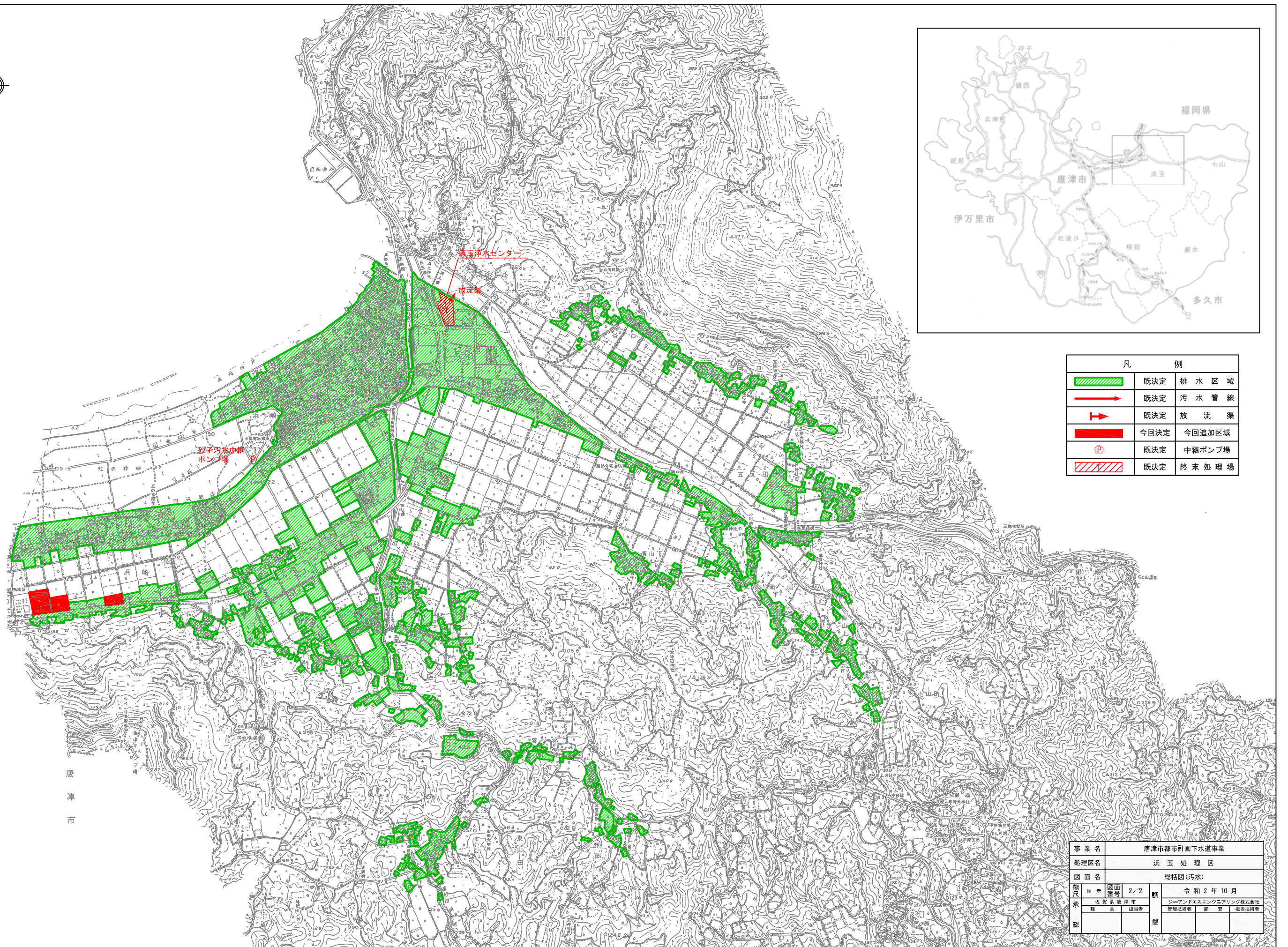
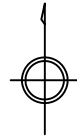
名 称	面 積	面 積 内 訳	
唐津市 公共下水道 (浜玉処理区)	汚水 約 265ha 約 268ha 雨水 約 121ha	汚水	雨水
		中央処理分区 約 57ha	中央第一排水区 約 12ha
		砂子処理分区 約 37ha	中央第二排水区 約 22ha
		洲上・大江処理分区 約 34ha	中央第三排水区 約 5ha
		横田処理分区 約 82ha	中央第四排水区 約 5ha
		玉島第一処理分区 約 19ha	中央第五排水区 約 11ha
		玉島第二処理分区 約 23ha	中央第六排水区 約 2ha
		東山田処理分区 約 13ha	砂子第一の一排水区 約 3ha
			砂子第一の二排水区 約 4ha
			砂子第一の三排水区 約 2ha
			砂子第一の四排水区 約 5ha
			砂子第一の五排水区 約 3ha
			砂子第二の一排水区 約 4ha
			砂子第二の二排水区 約 3ha
			砂子第二の三排水区 約 3ha
			砂子第三排水区 約 2ha
			砂子第四排水区 約 4ha
			大江第一排水区 約 19ha
			大江第二排水区 約 3ha
			大江第三排水区 約 6ha
			大江第四排水区 約 4ha

3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
浜玉浄水センター放流渠	唐津市浜玉町渕上字勝川	唐津市浜玉町渕上字勝川	変更なし

4. その他の施設

新			旧			備考
名称	位置	敷地面積	名称	位置	敷地面積	
大江雨水ポンプ場	唐津市浜玉町渕上字勝川	約 1,900 m ²	大江雨水ポンプ場	唐津市浜玉町渕上字勝川	約 1,900 m ²	変更なし
浜玉浄水センター	唐津市浜玉町渕上字勝川	約 14,000 m ²	浜玉浄水センター	唐津市浜玉町渕上字勝川	約 14,000 m ²	〃



凡 例		
	既決定	排 水 区 域
	既決定	汚 水 管 線
	既決定	放 流 渠
	今回決定	今回追加区域
	既決定	中継ポンプ場
	既決定	終 末 処 理 場

事 業 名	唐津市都市計画下水道事業			
処理区名	浜 玉 処 理 区			
図 面 名	総括図(汚水)			
縮 尺	図 示	図 面 番 号	2/2	順 期
承 認	佐 賀 県 唐 津 市	製 図 者	吉 岡 工 務 有 限 公 司	監 査 者
	組 長	組 長 者	管 理 技 術 者	審 査 者

都市計画策定の経緯の概要書

唐津都市計画下水道（唐津・浜玉処理区）の変更

事 項	時 期	備 考
①原案作成	令和２年１０月中旬	公述申し出がなかったため中止
②公聴会に伴う案の縦覧	令和２年１０月３０日 ～令和２年１１月１３日	
③公聴会	令和２年１１月２０日	
④県との事前協議	令和２年１２月４日	
⑤県から事前協議回答	令和２年１２月１４日	
⑥案の公告縦覧	令和３年１月５日 ～令和３年１月１９日	
⑦唐津都市計画審議会	令和３年３月下旬	
⑧県への同意協議申出	令和３年４月上旬	
⑨県からの回答	令和３年５月中旬	
⑩決定告示	令和３年６月上旬	

議案第 2 号

唐津市都市計画審議会の議事運営について（内規）の一部改正

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言などの社会情勢により参集による会議形式での開催が困難な場合、また、喫緊の諮問事項が発生するなどの緊急を要する場合に備えて、唐津市都市計画審議会を書面において開催できるよう「唐津市都市計画審議会の議事運営について（内規）」の一部を改正するもの。

2 改正内容

書面による決議に関する規定の追加

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
【略】 （書面による決議） 第4条 都市計画審議会条例第8条の規定にかかわらず、会長（都市計画審議会条例第7条第3項の規定による職務を代理する者を含む。）が必要と認めたときは、回答期日を指定し書面で委員の意見を聴いて、賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。なお、指定期日までに到着しない意見又は賛否については、議事又は議決に含めないものとする。 2 書面による決議は、会長を含めた過半数以上の回答がなければ不成立とする。 3 書面による決議は、回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	【略】

議案第 3 号

唐津市都市計画審議会の開催状況等の公表について

1 提案理由

唐津市都市計画審議会の開催状況等についてホームページで公表することで、唐津市都市計画審議会の取組みを広く市民に周知し、都市計画制度の普及を図るもの。

2 公表内容

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者
- (4) 審議概要（議案）
- (5) 審議結果
- (6) 会議資料

3 公表方法

ホームページにより公表